

議第7号

令和4年度各務原市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度各務原市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,819,207千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月28日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
16 国庫支出金		11,703,379	34,855	11,738,234
	2 国庫補助金	4,676,369	34,855	4,711,224
21 繰越金		2,436,267	230	2,436,497
	1 繰越金	2,436,267	230	2,436,497
23 市債		3,673,700	69,500	3,743,200
	1 市債	3,673,700	69,500	3,743,200
歳 入 合 計		58,714,622	104,585	58,819,207

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 教育費		7,791,887	104,585	7,896,472
	2 小学校費	1,115,006	104,585	1,219,591
歳 出 合 計		58,714,622	104,585	58,819,207

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
⑩教育費	2 小学校費	小学校飛散防止フィルム整備事業	75,694
⑩教育費	2 小学校費	小学校体育館バスケットゴール改修事業	28,891

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 体 制 確 保 事 業	令 和 4 年 度 か ら 令 和 5 年 度 ま で	2 2 , 3 9 4

第4表 地方債補正 (変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	千円 305,800	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。	千円 375,300	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	公的資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には 借入先と協 定し、その 条件に従う ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借り換 えすることが できる。

議第10号

令和4年度各務原市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度各務原市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和4年度各務原市水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業庁舎4階中央 コントロール室等空調改修事業	令和4年度から 令和5年度まで	29,499千円

令和5年2月28日提出

各務原市長 浅 野 健 司